条第４項又は令和２年改正法附則第20条第４項」に、「欠損金額は」を「欠損金額（法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除く。）は」に改め、同号⑶を同号⑷とし、同号⑵中「法第57条第６項」を「令和２年旧法第57条第６項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」に、「の最終」を「又は令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合の最終」に、「同項」を「これら」に、「みなされる法」を「みなされる令和２年旧法」に改め、同号⑵を同号⑶とし、同号⑴の次に次のように加える。

⑵　当該事業年度が法第57条第８項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の７第２項第１号（欠損金の通算）に規定する最初通算事業年度（令和２年改正法附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度を除く。）である場合（⑴に該当する場合を除く。）には、別表七（二）「14」の金額を記載すること。

別表七㈠の記載要領第11号を同第12号とし、同第10号の次に次の１号を加える。

2　通算法人が法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第５項の規定により読み替えて適用する場合に限る。第４号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、「所得金額差引計（別表四「39の①」）　⑳」の欄は、「所得金額基準額（別表七（三）付表「６」）　⑳」として記載すること。

別表七㈠の記載要領に次の11号を加える。

4　「欠損金額からないものとする金額（当該発生事業年度の㉕と（（⑿又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額）又は（別表七（三）付表「18」）　㉖」の欄は、通算法人が法第59条第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合には「（当該発生事業年度の㉕と（（⑿又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表七（三）付表「18」）」を消すこと。

5　「差引控除未済欠損金額㉕－㉖　㉗」の欄の内書には、法第64条の７第２項に規定する特定欠損金額を記載すること。